

平成 30 年度茗溪会学生生活動支援事業について

平成 30 年度茗溪会学生生活動支援事業は、以下の 2 つの支援について例年どおり実施する。

I 団体又は個人の課外活動の取り組みに対する支援

筑波大学学生の団体又は個人が課外活動として取り組んでいる企画に対して、計画段階で審査し、助成金を支給する。

1. 対 象

健全で優れた成果が期待される課外活動に取り組んでいる筑波大学学群学生及び大学院生等で、スポーツ、芸術、文化活動、ボランティア、研究、地域貢献、ベンチャービジネス等の学内におけるサークル活動や NPO を含む学外での活動を行う団体又は個人。

2. 選考方法

選考に当たっては、次に掲げる各項目に留意して総合的に判断し選考する。

- (1) 申請する団体の代表又は申請する個人が茗溪会員であるかどうか、また、申請団体の構成員の茗溪会への入会率が高いかどうかを考慮する。
- (2) 活動に対する支援の必要性、社会・地域・大学運営への貢献度、活動を通して得られる学生の成長又は意識向上への期待度、支援希望金額の妥当性を評価する。
- (3) 原則として大学、その他から支援を受けていない団体又は個人を優先する。

支援金額：事業支援総額 2 0 0 万円（1 事業に対して 1 0 万円程度）

採択件数：2 0 件程度

提出書類及び提出期限：

- (1) 申請書様式（ファイル）の配布 ----- 4 月 2 6 日（木）から
- (2) 申請書の提出期限 ----- 5 月 2 5 日（金）まで
- (3) 申請手続き等 ----- 学生部学生生活課（学生支援） / ☎ 029-853-2248

報 告 書：この事業に採択され支援を受けた団体等は、当該活動が終了後、速やかに活動の成果をまとめた報告書（会計報告を含む）を学生生活課まで提出すること。

II 県人会の活動に対する支援

同じ都道府県出身の筑波大学学群・大学院の学生や教職員及び卒業生が相集い、大学内・外の同郷人との交流等を行う団体（以下「県人会」という。）が実施する活動（イベント等）に対して支援する。

対 象：将来にわたり継続した活動が見込まれる「県人会」主催で、在学生や卒業生等の同郷人が集って情報交換を行ったり、大学祭で一般学生を対象としたイベントを行ったりする等、本学と地元及び同郷の卒業生との相互理解と連携を図る活動。

支援金額：申請団体ごとに、1 人当たり 1,000 円、最大 30,000 円までとし、年度内は 1 回限りとする。

問合せ先：茗溪会筑波事務所（総合交流会館内） ☎ 029-850-1044

e-mail : tsu3jimu@meikei.or.jp